

食品表示ウォッチャーを募集しています！

委嘱予定人数
20人

県では、食品の表示をモニタリングする食品表示ウォッチャーを募集しています。

【活動内容】

- 食品の表示状況のモニター及び報告
- 不適正な食品表示の情報提供
- 食品表示に関する研修会への参加

【活動期間】

委嘱した日から令和9年3月31日まで

※委嘱は、令和8年5月頃を予定。

【応募資格】 次のいずれにも該当する方です。

- 令和8年4月1日現在、満18歳以上の方
- 岩手県内に居住されている方

【応募方法】

所定の応募用紙又は、はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、ファクス番号、Eメール、応募動機、岩手県食品表示ウォッチャーの経験の有無（ある場合は活動年度）を記入の上、郵送、ファクス、Eメールのいずれかでお申込みください。

◆郵送の場合

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁県民くらしの安全課 食の安全安心担当

◆ファクスの場合 019-629-5279 ◆Eメールの場合 AC0009@pref.iwate.jp

【謝金】 活動に応じて1,500円（年間）の範囲内でお支払いします。（通信費等の経費を含む。）

【応募締切】 令和8年3月31日（火）（当日必着）

【問い合わせ先】 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 電話 019-629-5385



推薦書交付手続きについて

(株)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の一般貸付(設備資金)の融資を申し込む方で、申込金額が**500万円を超える**場合、お店の所在地の都道府県知事の**推薦書**が必要です。

推薦書の交付申請をされる方は、該当する書類を揃えてから、**岩手県生活衛生営業指導センター**に申請してください。

生活衛生同業組合に加入されていたり、組合から指導を受けている方は推薦書の必要がない以下の低利な融資を受けられる可能性がありますので、そちらについても**岩手県生活衛生営業指導センター**に御相談ください。

- ・振興事業貸付(振興計画認定組合の組合員)
 - ・生活衛生改善貸付(小規模事業者かつ生活衛生同業組合から経営指導を受けている方)
- 詳しくは以下のHPをご確認ください。

<https://www.seiei.or.jp/iwate/ippankashituke.html>

○推薦書交付に必要な書類

推薦書を希望される方は、下記のHPに様式が掲載されておりますので、必要事項を記入の上、岩手県生活衛生営業指導センターまで提出をお願いいたします。

[推薦書 \(seiei.or.jp\)](https://www.seiei.or.jp)

上記書類を受付後に審査を行い、適正なものについて知事推薦書を交付します。

◇お問い合わせ先

岩手県生活衛生営業指導センター (電話 019-624-6642)

岩手県 消費生活 サポーター

1. 消費生活サポーターとは？

消費者被害のない地域づくりをすすめるため、消費生活に関する情報を身近な人や地域、団体に伝えたり、地域の情報やニーズを岩手県立県民生活センターに情報提供していただくなど、**地域における啓発活動の担い手として活躍していただくボランティア**です。

これまでの知識や経験にあわせて、**無理のない範囲での活動**をお願いしています。サポーターに登録くださった方には、県民生活センターから消費生活に関する情報等を定期的にお送りします。

募集！



いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター

2. 活動内容

- ①県民生活センターから定期的にお送りする消費生活に関する情報により、消費者トラブルなどについて理解を深めていただき、それを出来る範囲で地域住民に伝達するなどの形で、消費者被害防止のための啓発活動をお願いします。
- ②消費者被害に遭った地域住民の方に、消費生活相談窓口を紹介するなどのアドバイスをお願いします。
- ③消費生活に関する地域情報等について、県などへ情報提供をお願いします。

3. 応募資格

消費生活や消費者問題に関心のある方で、**岩手県内在住の満18歳以上**の方であれば、どなたでもサポーターに登録することができます。登録方法は、裏面をご覧ください。

4. 登録期間

県が登録申出を受理した日から3月31日までとします。
※期間終了後に更新もできます。ご登録いただいた方には、年度末に改めて更新希望の有無をお伺いします。

5. 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、サポーター登録を抹消します。

- ①登録期間を終了した場合
- ②サポーターから登録抹消の申し出があった場合
- ③サポーターが本制度の目的に著しく違背する行為をしたと認められる場合

6. 登録方法

下記登録申込用紙に必要事項を記載の上、郵便またはFAXでお申し込みください。

E-mailの場合は、件名を「消費生活サポーター登録希望」とし、必要事項を本文に記載して下記までお申し込みください。

E-mailからの登録は、
右のQRコードを利用
できます。



登録用紙は岩手県立県民生活センターホームページからもダウンロードできます。

7. お問い合わせ・申込み先

岩手県消費生活サポーター

検索

岩手県立県民生活センター

〒020-0021

盛岡市中央通三丁目10-2

電話：019-624-2586

FAX：019-624-2790

E-mail：CB0001@pref.iwate.jp

消費生活Q&A★新着情報★

ネットの情報商材トラブル急増中！

詳しくは↓

岩手県HP→くらし・環境→

消費生活→消費生活Q&A→新着情報

【岩手県消費生活サポーター登録申込用紙】

ふりがな (※)	
氏名 (※)	
住所 (※)	〒 ー
年代 (○印をしてください)	10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上
E-mail希望欄	E-mailアドレス (メールのみでの送付希望の方は記入願います。)

※印は、必須事項です。切り取らずにそのままお送りください。
お預かりした個人情報は、消費生活サポーターの運営以外の目的には使用しません。